

(別添)

平成 29 年度キャリアコンサルタント登録制度実施状況

1. キャリアコンサルタント登録状況

キャリアコンサルタント登録者数（平成 30 年 3 月末時点）

合計 33,817 人

なお、キャリアコンサルタント登録者数には、①キャリアコンサルタント試験合格による登録者(7,847人)のほか、②技能検定合格^{※1}・経過措置^{※2}による登録者(25,970人)がある。

※1 技能検定キャリアコンサルティング職種の学科試験および実技試験に合格した人

※2 厚生労働大臣が指定する試験（平成 28 年 3 月まで実施されていた「キャリア・コンサルタント能力評価試験」）に合格した人、またはこれと同等以上の能力があると認められる人。平成 33 年 3 月末日までの経過措置で、キャリアコンサルタント名簿に登録することでキャリアコンサルタントとなることができるもの。

2. キャリアコンサルタント試験実施状況

(1) 試験実施日

実施回	試験区分	試験日	
第 4 回	学科／実技（論述）	平成 29 年	5 月 28 日（日）
	実技（面接）	平成 29 年	6 月 3 日（土） 6 月 4 日（日） 6 月 10 日（土） 6 月 11 日（日）
第 5 回	学科／実技（論述）	平成 29 年	8 月 27 日（日）
	実技（面接）	平成 29 年	9 月 2 日（土） 9 月 3 日（日） 9 月 9 日（土） 9 月 10 日（日）
第 6 回	学科／実技（論述）	平成 29 年	11 月 26 日（日）
	実技（面接）	平成 29 年	12 月 2 日（土） 12 月 3 日（日） 12 月 9 日（土） 12 月 10 日（日）
第 7 回	学科／実技（論述）	平成 30 年	2 月 25 日（日）
	実技（面接）	平成 30 年	3 月 3 日（土） 3 月 4 日（日） 3 月 10 日（土） 3 月 11 日（日）

(2) 試験結果

		実受験者数	受験者数	合格者数	合格率
第4回	学科試験	2,881人	2,118人	452人	21.3%
	実技試験		2,335人	1,609人	68.9%
第5回	学科試験	3,129人	2,745人	1,380人	50.3%
	実技試験		2,055人	1,399人	68.1%
第6回	学科試験	3,694人	3,224人	2,022人	62.7%
	実技試験		2,610人	1,845人	70.7%
第7回	学科試験	3,220人	2,690人	1,461人	54.3%
	実技試験		2,282人	1,660人	72.7%
合計／学科試験		12,924人	10,777人	5,315人	49.3%
受験資格	① 養成講習修了 ^{※3}		8,841人	4,708人	53.3%
	② 実務経験 ^{※4}		996人	379人	38.1%
	③ 技能検定の 片方試験合格 ^{※5}		8人	2人	25.0%
	④ 経過措置対象 ^{※6}		932人	226人	24.3%
合計／実技試験			9,282人	6,513人	70.2%
受験資格	① 養成講習修了 ^{※3}		7,380人	5,408人	73.3%
	② 実務経験 ^{※4}		786人	458人	58.3%
	③ 技能検定の 片方試験合格 ^{※5}		264人	187人	70.8%
	④ 経過措置対象 ^{※6}		852人	460人	54.0%

※3 厚生労働大臣が認定する講習の課程を修了した人

※4 「労働者の職業の選択」や「職業生活設計」、「職業能力の開発・向上」のいずれかの相談に関して、3年以上の経験がある人

※5 技能検定キャリアコンサルティング職種の学科試験または実技試験に合格した人

※6 受験資格に関する経過措置対象者（厚生労働大臣が指定する講習（平成28年3月まで実施されていた「キャリア・コンサルタント能力評価試験」の受験資格として認められた養成講座）を修了した人）

3. 厚生労働大臣が認定する講習（養成講習）実施状況

	実施機関	講習	開催回数 ^{※7}	修了者数 ^{※8}
養成講習	15 機関	15 講習	522 回	6,669 人

※7 平成 29 年度に開講した講習数

※8 平成 29 年度に講習を修了した人の数

4. 厚生労働大臣が指定する講習（更新講習）^{※9}実施状況

		実施機関	講習	開催回数 ^{※7}	修了者数 ^{※8}
更新講習	知識講習	8 機関	8 講習	30 回	2,162 人
	技能講習	18 機関	89 講習	559 回	7,983 人

※9 キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識と技能の維持を図るための講習として、厚生労働大臣が指定する講習。キャリアコンサルタントの登録は、5年ごとにその更新を受けなければ効力を失う。この更新手続きとしては、知識の維持を図るための講習（知識講習）を8時間以上、技能の維持を図るための講習（技能講習）を30時間以上、計38時間以上の更新講習を受講することが必要。